

★ねんきんダイヤル
(年金被保険者)
TEL 0570-05-1165
(年金を受給している方)
TEL 0570-07-1165



国民年金

問合せ 市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

●申請できる人は
①20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が118万円(給与収入で約227万円)以下の人
※学生に扶養家族があれば基準額が変わります。
②平成17年4月以降に会社等を退職されて学生となられた方は、前述の所得を超えていても退職を考慮した審査が受けられます。
●対象となる学生
学校教育法に規定する学校に在学する学生・生徒と厚生労働省令で定める教育施設に在学する学生。各種学校の生徒の場合は修業年限が1年に満たない課程の学生は対象なりません。

■手続きは簡単、早めの申請を！
①手続きは、住民票のある市

学生で収入がなく、国民年金保険料を納められない人は、住民票のある市区町村の国民年金担当窓口申請した期間中の保険料は、支払いが猶予されます。
●学生納付特例の承認期間は、
①老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額の計算には入りません。
②学生納付特例期間中の保険料は、承認を受けた月以降10年以内であればさかのぼって納められます。(追納)
追納することによって、将来受ける老齢基礎年金の受給額に算入されます。
③学生納付特例承認期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害基礎年金が支給されます。

■学生納付特例の承認期間
平成18年4月・平成19年3月
申請が遅れると、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので、お早めに手続きしてください。
●学生納付特例の承認された期間は、
①老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額の計算には入りません。
②学生納付特例期間中の保険料は、承認を受けた月以降10年以内であればさかのぼって納められます。(追納)
追納することによって、将来受ける老齢基礎年金の受給額に算入されます。
③学生納付特例承認期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害基礎年金が支給されます。



学生納付特例を知っていますか？
国民年金保険料を納めるのが困難なとき、ご利用ください。

<http://www.sia.go.jp>

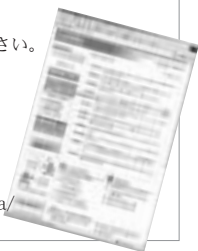
社会保険庁ホームページをご利用ください

社会保険庁では、公的年金の意義や役割を皆さんに知っていただくためにホームページを開発しています。年金に関する相談、手続きなどの情報を掲載していますので、ぜひ一度アクセスしてみてください。

- 年金見込額試算申込 (50歳以上の方対象)
これまでの加入記録と年金見込額を確認できます。結果は、郵送または電子文書でお知らせします。
- 年金額簡易試算(シミュレーション) (60歳未満の方対象)
- 新たなサービス…インターネットでいつでも年金加入期間を確認できます。(はじめにご利用登録後ユーザID・パスワードを発行し、ご自宅宛郵送しますので、2週間程度期間がかかります。)
- この他にも、年金の手続き・Q&A・公的年金の基礎知識など、様々な情報を掲載しています。

その他ホームページもご利用ください。

- 年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>
- 携帯電話版ホームページ <http://www.sia.go.jp/k/>
- 鹿児島県版ホームページ <http://www.sia.go.jp/~kagoshima/>



区町村の国民年金担当窓口で申請してください。
②手続きに必要なもの
・学生証(コピー可)
・年金手帳
・認印本人が自ら署名するときは、押印不要。
③申請は毎年度必要です。
学生納付特例制度は毎年の所得を基準としていますので、継続を希望される方は、毎年申請の手続きをしてください。
④学生納付特例申請後に保険料の納付が可能になった場合は、お住まいの市区町村の国民年金担当へご連絡ください。

年金相談に関するお知らせ



県内の社会保険事務所(年金相談センターを除く)では、次の日程で年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。
ぜひこれらの日を利用してご自身の年金についてご相談ください。

5月 ※1日(月)・8日(月)・13日(土)・※15日(月)・22日(月)・※29日(月)
6月 ※5日(月)・10日(土)・12日(月)・※19日(月)・26日(月)
実施日の年金相談受付時間は、月曜日は午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後4時までとなります。
その他の平日は午前8時30分から午後5時までの受付です。
※印の日付は、鹿児島県北社会保険事務所のみで実施します。

健康カレンダー 5月10日～6月9日

日曜	行	事	時間	会場
5月				
10	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00~11:00	健康センター
10-11		小児まひ(ポリオ)生ワクチン投与	受付13:30~15:20	"
15	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00~11:30	"
16	火	2歳児歯科健診	受付13:05~13:25	"
17	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00~11:00	"
18	木	子育てサロン	10:00~11:40	"
19	金	健康クッキング教室	9:30~13:30	"
22	月	初妊婦講座・母子健康手帳交付(第1子)	受付9:20~9:30~11:30	"
22-25		肺がん検診		市内各会場
24	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00~11:00	健康センター
26	金	乳児健診(3~4か月児)	受付13:05~13:30	市内各会場
		レントゲン健診		市内各会場
30	火	5歳児歯科健診	受付13:05~13:25	健康センター
30-31		レントゲン健診		市内各会場
31	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00~11:00	健康センター
6月				
1-2		レントゲン健診		市内各会場
5	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00~11:30	健康センター
		レントゲン健診		市内各会場
6	火	3歳児健診	受付13:05~13:30	健康センター
7	水	1歳6~7か月児健診	受付13:05~13:30	"
問合せ 健康センター TEL72-7176				

情報かわら版

水防月間 5月1日~31日
梅雨を控え、水害から大切な人や財産を守るための月間です。
日ごろの十分な備えと、一人ひとりの水防に対する心構えが、被害を最小限に食い止めます。水防活動にご協力をお願いします。
なお、加世田管内の各地区の1時間雨量、主要河川の水位の状況等を電話で知ることが出来ます。
○加世田土木事務所管内河川情報テレフォンサービス TEL53,4090

河川愛護月間 5月21日~6月20日
川にごみや空き缶などを投げ捨てないようにしましょう。5月21日から6月20日までを河川愛護月間とし、県下一斉に河川愛護運動を実施していきます。
この運動は、広く県民の皆さんに川を大切にしてください。また川をきれいにする河川愛護作業に参加していただくことによって、美しい郷土づくりを実現しようとするものです。
皆さんの近くを流れている川はきれいでしょか。川は

私たちがみんなのものです。地域で行われる川の清掃作業に自主的な参加をいただき、運動の成果が十分上がるようご協力をお願いします。
※各地区・公民館の取組みをよろしく願います。
水道週間 6月1日~7日
安全とおいしさづくり水道水
水はわたしたち共通の財産。きれいで安全な水を次の世代に残すため、河川や森林の「水源」の環境を、みんなで守っていきましょ。

人のうごき

平成18年4月1日現在

男性 11,741人 (-111)

女性 13,703人 (-92)

合計 25,444人 (-203)

世帯 11,180戸 (-48)

()内は前月との比較

氏名	年齢	住所	氏名	年齢	住所
上木原 テル	82	栄本町	山下 ミスヨ	95	鹿籠麓町
俵積田 一香	85	真茅	寺前 秋義	94	宮田町
有村 政弘	70	宮田町	四元 満郎	76	宮田町
山口 ミヨ	91	桜山東町	中金 不二人	65	高見町
森 年春	72	真茅	今給黎 幾代	104	金山町
山崎 マチ子	48	山崎	上釜 政	72	高見町
永留 メリ	73	別府西町	神園 繁	67	塩屋南町
菊永 聖結		博文 栄本町	山下 さくら貴史		大塚中町
			水野 徳人		徳人 隆弘
					桜山東町

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。